

簡易公募型競争入札方式に準じた手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

平成 19 年 5 月 31 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 石垣 弘規

1. 業務概要

1) 業務名 橋梁点検調査業務 (電子入札対象案件)

2) 業務内容 本業務は、北部国道事務所管内の橋梁点検を行い、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るものである。

3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 20 年 2 月 29 日

4) 本業務は提出資料、入札を電子入札方式システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

1) 入札参加者に要求される資格

予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

沖縄総合事務局における平成 19・20 年度「建設コンサルタント等業務 (土木関係建設コンサルタント業務) (鋼構造及びコンクリート部門)」に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。

同種業務の実績を持っていること。なお同種業務とは「橋梁定期点検要領 (案)」「橋梁における第三者被害予防措置要領」「コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領 (案)」に準じて点検調査を行った業務

2) 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規定 (昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号) その他の登録規定に基づく登録状況、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

1) 担当部局

〒 905 - 0019 沖縄県名護市大北 4 - 28 - 34

内閣府沖縄総合事務局北部国道事務所庶務課契約係

電 話 : 0980 - 52 - 4350

F A X : 0980 - 52 - 1131

E-mail : furugen710 @ ogb.cao.go.jp

2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

期 日：平成19年5月31日から平成19年6月8日まで
上記3.1)にて交付する。

3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.1) に掲げる者とする。

4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成19年6月8日 17時15分 上記3.1)に同じ。

電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること

発注者の承諾を得て紙入札方式による場合持参により提出すること。

5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の提出期限及び提出方法

平成19年7月11日 12時15分

内閣府沖縄総合事務局北部国道事務所入札室（紙入札者に限る）

電子入札システムにより実施する。（発注者の承諾を受けた紙入札方式の場合は持参すること。）

開札の日時

平成19年7月12日 10時00分

4. 落札者の決定方法

予算令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

予算決算及び会計令第85条の基準（昭和62年2月2日付け建設省会第1号）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

5. その他

1) 手続において使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。

3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- 5) 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者が
ないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- 6) 手続における交渉の有無 無。
- 7) 契約書作成の要否 要。
- 8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.1)に同じ。
- 9) 当該入札は、平成19年度予算が成立した場合についてのみ有効であることを条件とする。
- 10) 測量及び地質調査業務の場合には、予算決算及び会計令第85条の基準に該当する入札を行
ったものに対する契約担当官等の行う調査にあたり、配置予定技術者のうちから、現場作業
における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定めなければならない。
- 11) 詳細は入札説明書による。